

徳島県告示第二百二十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定介護予防サービス事業者	名 称	所 在 地	指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
			名 称	所 在 地			
医療法人すみれ会	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四〇番地の一一	羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四〇番地の一一	介護予防通所リハビリテーション	令和五年二月六日	令和五年三月三十一日	
有限会社ゴトーメデイカル	徳島市中昭和町二丁目七二	有限会社ゴトーメデイカル	徳島市中昭和町二丁目七二	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	同 三月二十七日	同	
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地	ニチイケアセンターおきのす	同 北沖洲三丁目八番七一五号	同	同 二月二十二日	同	